IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2023年12月19日時点

~2023年12月18日

2023年12月19日~

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

別記

10の2の2 テレワーク・スタートパックプランに係るモバイルノートパソコンの販売等

- (1) (略
- (2) (1)に規定するほか、当社は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。 以下「外為法」といいます。)に定める居住者に限り、かつ、1の第6種契約につき1 台に限り、PCを販売します。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 第6種契約者は、当社が販売するPC(付属する取扱説明書等の文書又は付属する ソフトウェアに含まれる技術情報を含みます。以下10の2の2において同じとしま す。)を海外に輸出し、持ち出し、又は日本国内において<u>外為法</u>に定める非居住者に提 供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続 きをとるものとします。
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

別記

10の2の2 テレワーク・スタートパックプランに係るモバイルノートパソコンの販売等

- (1) (略
- (2) (1)に規定するほか、当社は、1の第6種契約につき1台に限り、PCを販売します。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 第6種契約者は、当社が販売するPC(付属する取扱説明書等の文書又は付属するソフトウェアに含まれる技術情報を含みます。以下10の2の2において同じとします。)を海外に輸出し、持ち出し、又は日本国内において外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に定める非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとします。
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区分	内	容
(1) (略)	(1	略)

料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内容
(1) (略)	(略)

IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2023年12月19日時点

~2023年12月18日

2023年12月19日~

(2) 品目及び細 目に係る料金 の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

- ア 通信の態様による細目
- (ア) (略)
- (イ) アクセス回線の細目等による区別

A~C (略)

- D タイプ6に係るもの
- a 基本容量等による区別

区別	内容	
標準プラン	バリュープラン又はテレワーク・	
	スタートパックプラン以外のもの	
(略)	(略)	
バリュープラン	通信量に応じた加算額が発生する	
	コースを提供しないもの	
(略)	(略)	
テレワーク・スタ	Webフィルタリング機能を基本	
ートパックプラ	機能として提供するものであっ	
ン	て、外為法に定める居住者が別記	
	10の2の2に定めるモバイルノー	
	トパソコン等の購入申込みと同時	
	に申し込む場合に限り契約申込み	
	を行うことができるもの	
(略)	(略)	

b∼e (略)

f タイプ6の各区別の適用

	適	用	
1~15	(略)		
16 テレ	_′ ワーク・スター l	〜パックプランのWeb	フィ
ルタリ	ング機能について	は、次のとおりとします	す。
(1)	(略)		

(2) 品目及び細 目に係る料金 の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

- ア 通信の態様による細目
- (ア) (略)
- (イ) アクセス回線の細目等による区別

A~C (略)

- D タイプ6に係るもの
 - a 基本容量等による区別

区別	内容	
標準プラン	(略)	
(略)	(略)	
バリュープラン	(略)	
(略)	(略)	
テレワーク・スタ	Webフィルタリング機能を基本	
ートパックプラ	機能として提供するものであっ	
ン	て、別記10の2の2に定めるモバ	
	イルノートパソコン等の購入申込	
	みと同時に申し込む場合に限り契	
	約申込みを行うことができるもの	
(略)	(略)	

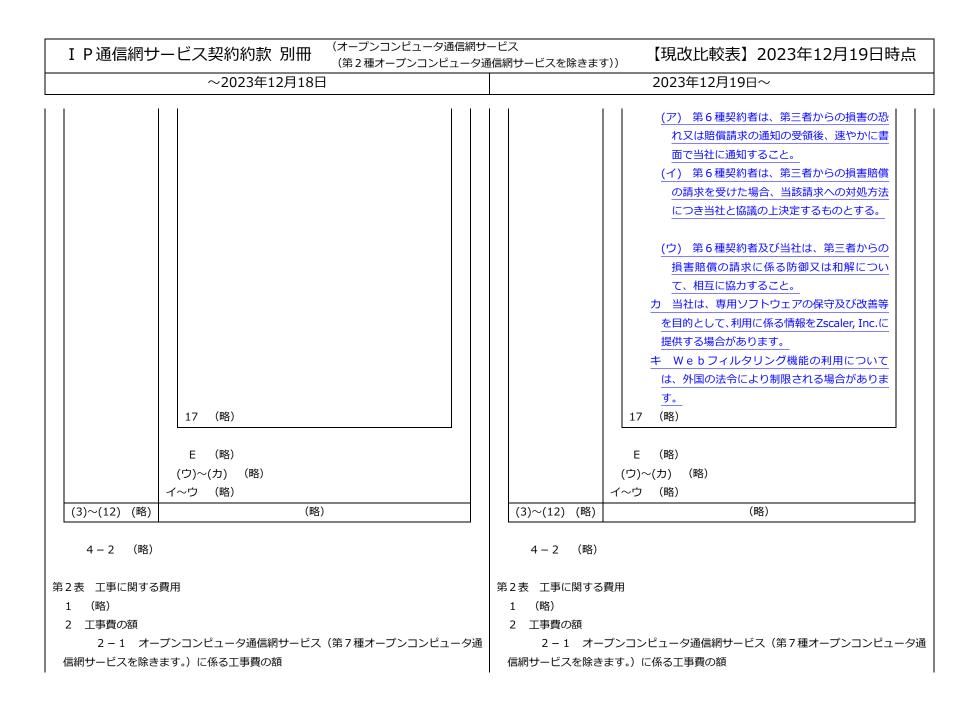
b∼e (略)

f タイプ6の各区別の適用

	適	用
1~15	(略)	
16 テレ	ワーク・スタートパッ	ックプランのWebフィ
ルタリ	ング機能については、	次のとおりとします。
(1)	(略)	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス)	
~2023年12月18日	2023年12月19日~
(2) Webフィルタリング機能は、当社がNTTセ	(2) Webフィルタリング機能は、当社がNTT
キュリティ・ジャパン株式会社からソフトウェア	キュリティ・ジャパン株式会社又はZscaler, Inc.
の使用許諾を受けて提供します。	
	Webフィルタリング機能の提供において、
	キュリティ・ジャパン株式会社又はZscaler, In
	(当該事業者が指定する者を含みます。) に帰属
	ます。
(3) Webフィルタリング機能のフィルタリング	 (3) Webフィルタリング機能のフィルタリン
ポリシーは、当社が定めます。	ポリシーは、当社が定めます。
	ただし、Zscaler, Inc.のソフトウェアによるW
	bフィルタリング機能のフィルタリングポリシ
	については、当社が指定する範囲で第6種契約者
	定めることができるものとします。
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
(6) (略)	(6) (略)
(7) 当社は、共通編第23条(利用中止)第1項に掲	(7) 当社は、共通編第23条(利用中止)第1項に
げる場合に加え、NTTセキュリティ・ジャパン株	げる場合に加え、NTTセキュリティ・ジャパン
式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由によ	式会社 <u>又はZscaler, Inc.</u> の都合、事業休止、その
り、第6種契約者がWebフィルタリング機能を	の一切の理由により、第6種契約者がWebフ
利用できなくなった場合には、Webフィルタリ	ルタリング機能を利用できなくなった場合には
ング機能の提供を中止又は廃止することがありま	Webフィルタリング機能の提供を中止又は廃
す。 	することがあります。
(8) (略)	(8) (略)
	(9) 第6種契約者は、Webフィルタリング機
	(Zscaler, Inc.のソフトウェアによるものに限
	ます。以下この(9)において当該ソフトウェア
	「専用ソフトウェア」といいます。) の利用にお

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】2023年12月19日時点
~2023年12月18日	2023年12月19日~
	ア 第6種契約者は、第6種契約者の内部業務目的に限り専用ソフトウェアを利用するものとします。 イ 第6種契約者は専用ソフトウェアの利用において、次の事項を行わないものとします。 (ア) 負荷テストや公開ベンチマーク等 (イ) 米国の貿易制裁や経済制裁に違反して、禁止されている国や地域(キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、いわゆるドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ウクライナのクリミア地域、またはその他の禁止国や禁止地域など)からの利用 ウ 当社は、専用ソフトウェアの利用に係る損害賠償について、次の場合においては、その損害を賠償しません。 (ア) 当社又はZscaler, Inc.の定めに反する利用があった場合 (イ) Zscaler, Inc.以外による専用ソフトウェアの改変等があった場合 (ウ) Zscaler, Inc.が提供していないハードウェアはソフトウェアと併用をした場合であって、その併用がなければ専用ソフトウェアは権利侵害等をしていない場合 エ 第6種契約者の責めに帰すべき理由により、第三者から当社又はZscaler, Inc.が損害の賠償を請求された場合、第6種契約者は、その解決に協力するものとします。 オ ウ及び工に定めるほか、Webフィルタリング機能の利用に係る当社の賠償義務の成立については、第6種契約者及び当社が次の事項を履行することを条件とします。



IP通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】2023年12月19日時点

~2023年12月18日

2023年12月19日~

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

【(1) ネットワーク工事費】

ア イ以外に関する工事の場合

(ア)~(エ) (略)

(オ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ 6 に係るものに限ります。) に関する工事の場合

利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	3,000円
		(3,300円)
契約者カードの交換又は再発行	1の契約者カードの交換	2,000円
に関する工事の場合	又は再発行ごとに	(2,200円)

上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円
		(2,200円)

(オ) (略)

イ (略)

【(2)~(9) (略)】

2-2 (略)

第3表 (略)

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

【(1) ネットワーク工事費】

ア イ以外に関する工事の場合

(ア)~(エ) (略)

(オ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ6に係るものに限ります。)に関する工事の場合

利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	3,000円
		(3,300円)
契約者カードの交換又は再発行	1の契約者カードの交換	2,000円
に関する工事の場合	又は再発行ごとに	(2,200円)
Webフィルタリング機能に係	1の工事ごとに	3,000円
るフィルタリングポリシーの設		(3,300円)
定及び変更に関する工事の場合		
上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円
		(2,200円)

(オ) (略)

イ (略)

【(2)~(9) (略)】

2-2 (略)

第3表 (略)